

議案第36号

木津川市国民健康保険条例の一部改正について

木津川市国民健康保険条例（平成19年木津川市条例第123号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）」が令和3年2月13日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

木津川市国民健康保険条例（平成19年木津川市条例第123号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第36号）

木津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附 則	附 則
1～4（略）	1～4（略）
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）	（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）
5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くこ</u>	5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（ <u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></u>

とを予定していた日について、傷病手  
当金を支給する。

6～10 (略)

6～10 (略)